

RootLGRの検討状況と課題

■1. はじめに

本資料では、

- まず、CJK調整委員会及びICANN、IPとの検討現状を整理し報告する。
- その上で、JGPとしての今後の進め方を確認したい。

■2. 前回JGP会合までの活動振り返り

前回2016年9月29日開催のJGP会合(12)までの活動概要は下記のものであった。

- ・ IGCJ、日本商標協会にて、目的、活動状況及び検討状況を説明(2015年10月～11月) → 特に反対意見は出ず
- ・ JGPにて、J-LGR- α 第一版における文字集合、異体字集合、処置(disposition)、文字列評価ルール(WLE:Whole Label Evaluation Rules)の案を確定
- ・ CGP、JGP、KGPがRootLGRのCJK統合プロシージャ(旧名称: 米谷アルゴリズム)を合意 → 資料4-2
- ・ CJKの統合を可能にすべく、CGP、JGP、KGPでのLGR- α 案のすりあわせを目指しCJK会合を数回開催するも、なかなか収束に向かわず

■3. 前回JGP会合以降のCJK間及びIP、ICANNとの調整状況

前回2016年9月29日のJGP会合(12)以降の状況は、参考資料2、参考資料3、参考資料4に示したものを随時メーリングリストで報告してきたが、その概要を以下に示す。

- ・ 異体ラベルの集合のうちallocatableなラベルの数を削減することをIPIに求められていたが、日本語の特性や実在するJPドメイン名の分析結果を根拠にIPIに説明し、任意の異体ラベルをallocatableとすることを一部IPメンバーと一旦仮合意(2016年10月中旬)。しかし、その後、任意の異体ラベルをallocatableにすることに対しIPが公式に反対を表明(2016年3月上旬)。
- ・ 上記に対抗する別手段として、申請者が必要とする(複数の)異体字ラベルをTLDとして創設可能とするために、RootLGR以外の処理をTLD申請プロセスに組み込むことをICANNに提案する予定で調整開始。申請文字列であれば簡体字・繁体字が混在していてもallocatableとしたいと考えているCGPとは大筋合意。ICANNスタッフも一定の理解を示したが、次回の新gTLD申請プロセスに組み込む必要があるため、CGPとJGPが協力してICANNに向けた正式な提案文書を作成開始。KGPはその提案文書を見てから共同提案者に加わるか否かを判断したいと表明。
- ・ CJK間のLGR- α 合意については、CGPの異体字定義のうち260組についてKGPが“unacceptable”と表明しており、CGP・KGP間で調整を行うためにそれぞれがGP内で調査・調整を継続している。2016年3月のCJK調整会合でマイルストーンを決めたが、両GP内の検討、調整が遅れている模様である。

■4. 今後の進め方 (CGP, JGP, KGP合意済み)

▼4.1 CJK全LGRの定義について

62:
63: (a) JGPが文字集合を確定
64: (b) JGPが異体字集合を空集合とすることを確定
65:
66: ==== ここまで済み ====
67:
68: (c) CGPが文字集合を確定
69: (d) KGPが文字集合を確定
70: (e) CGPが異体字集合を仮確定 (7809文字)
71: (f) KGPが異体字集合を仮確定 (95文字)
72:
73: ==== ここまでの中間検討状況をCJK間で共有済み ====
74:
75: (g) 異体字集合をCGPとKGPが合意 → 合意できない場合は(c) (d) (e) (f)に戻る
76:
77: ==== 現在、(g)にて、合意できないことがKGPIにより表明されている段階 ====
78:
79: (h) (g)が終わればCGP, JGP, KGPとも文字集合と異体字集合の第1版を定義でき
80: たことになる。
81:
82: (i) CGPが処置(disposition)と文字列評価ルール(WLE:Whole Label
83: Evaluation Rules)を定義
84: (j) JGPが処置(disposition)と文字列評価ルール(WLE:Whole Label
85: Evaluation Rules)を定義
86: (k) KGPが処置(disposition)と文字列評価ルール(WLE:Whole Label
87: Evaluation Rules)を定義
88:
89: (l) (i) (j) (k)を用いて、C-LGR- β 、J-LGR- β 、K-LGR- β を生成
90:
91: (m) CGPがC-LGR- β を評価
92: (n) JGPがJ-LGR- β を評価
93: (o) KGPがK-LGR- β を評価
94:
95: (p) CGP、JGP、KGPとも評価結果に問題なければCJK全LGRが確定
96: (q) 問題あれば、必要があるところまで戻る(最悪は(a)まで戻る可能性もゼ
97: ロでない)
98:
99: ▼4.2 ICANNへの提案文書について
100:
101: (x) JGPとCGPで対ICANNへの提案文書(資料4-3に概要を示す)を作成し合意
102: (y) その文書に対しKGPが合意可否を判断
103: case1 : KGPが提案に合意する場合
104: → 3者署名でICANNに提案
105: case2 : KGPにとってICANNへの提案自体が不要な場合
106: → 提案に共同署名しないかどうかはKGP判断
107: case3 : KGPが資料4-3を修正しICANNに提案したい場合
108: → CGP、JGP、KGPIにて提案文書を修正
109: case4 : KGPが資料4-3とは違う提案文書を出したい場合
110: → CGPとJGPは資料4-3をICANNに提案
111: KGPIは独自にICANNへの提案文書作成
112: CGP、JGPとも、KGPIはcase1となり、3者共同提案になるであろうとの確信を
113: 持っているが、現時点ではKGPが自国内のLGR- α 策定とCGPとの調整に全力を
114: 注いでおり、提案文書の意義及び内容に関する理解・検討は進んでいない
115: 模様。
116:
117: なお、3者署名でない場合は、他GPが出す提案文書に対し反対しないことを確
118: 認しておく必要がある。
119:
120: 以上